

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	中野 嘉久
登録番号又は法人番号	1 3 2 7 1 2 1 1
所属する単位会	京都府行政書士会
事務所名称	中野行政書士事務所
事務所所在地	京都府城陽市寺田新池20番地の7
処分年月日	令和4年3月12日
処分内容（種類）	会員の権利の停止（令和4年3月12日から3月）
上記処分をした理由	<p>当該会員は、業務の依頼者から、会員と連絡がとれないとの苦情が8件寄せられ、いずれも会員が業務等の多忙を理由に着信履歴の確認を後回しにし、返信もしていなかったことが原因であり、それらのいずれもが、業務が履行されずに解約に至っている。会員のこの行為は、誠実に業務を行ったとは言えず、行政書士や行政書士会の信用を失墜させる行為であり、行政書士法第10条及び京都府行政書士会会則第46条に抵触し、同第50条の2に該当するものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法 第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>京都府行政書士会会則 第46条 会員は、常に法令、連合会の会則及びこの会則を遵守して、品位を保持し、誠実に業務を行い、業務上必要な知識の修得及び実務の研鑽に努めるとともに、行政書士並びに本会の信用を失墜するような行為をしてはならない。</p> <p>第50条の2第1項 会員が、法令又は知事の処分に違反したとき又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき若しくは本会の会則に違反したときは、本会は当該会員に対し必要な処分を行うことができる。</p>